

## 譲渡推進棟の飼養管理および維持管理等に関する業務委託契約書（案）

沖縄県動物愛護管理センター所長 ●●（以下、「甲」という。）と、●●（以下、「乙」という。）は、「譲渡推進棟の飼養管理および維持管理等に関する業務」（以下、「本件業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （信義誠実）

第1条 甲および乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠実に本件業務を履行するものとする。

### （本件業務の処理方法）

第2条 乙は、本件業務を別紙「譲渡推進棟の飼養管理および維持管理等にかかる業務仕様書」（以下、「本件仕様書」という。）に従って行わなければならない。

2 前項の本件仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 甲は、本件業務に対する委託料として、以下の金額を乙に支払うものとする。

総額（年額） ●●円（うち消費税および地方消費税●●円）

月額 ●●円（うち消費税および地方消費税●●円）

2 前項に規定する消費税および地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項および第29条ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82および第72条の83の規定に基づき算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

3 委託期間中途において消費税等の率が改正されたときは、甲乙協議の上、委託料を改正するものとする。

4 乙は、第1項の委託料を請求しようとするときは、役務を提供した翌月の10日までに請求書を甲に提出するものとする。

5 甲は、適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

6 甲は、自己の責に帰すべき事由により料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

7 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金の額は、●●円とする。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12条）第101条第2項の規定に該当する場合は、免除とする。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、本件業務を第三者に委任し、または請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物および業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、または質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(実施状況の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、本件業務の実施状況について調査し、報告または資料の提供を求め、必要な指示をすることができるものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくしてこの契約の全部または一部を履行しないとき
- (2) この契約の履行に関し、乙に不正または不当な行為があったとき
- (3) 乙に甲の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- (4) 甲において、乙がこの契約の履行をできないと認めたとき
- (5) 乙の業務実績が著しく不良のとき
- (6) 甲が、やむを得ない理由により本件業務を委託する必要がなくなったとき
- (7) 翌年度以降においてこの契約にかかる歳入歳出予算について減額または削除があったとき

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の30日前までに書面をもって乙に通知しなければならない。

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人または団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 重大な過失または背信行為があった場合
- (7) 支払いの停止があった場合または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別精算開始の申立があった場合
- (8) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (9) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (10) その他前各号に準ずる場合であって本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

2 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めての催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

#### (下請負契約等に関する契約解除)

第 11 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)および再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)ならびに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、または下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにならなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、もしくは下請負人等の契約を承認したとき、または正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、もしくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (乙の解除権)

第 12 条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

#### (仕様書等の変更)

第 13 条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書または業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは、履行期間もしくは業務委託料を変更し、または乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (損害賠償)

第 14 条 乙は、第 9 条第 1 項第 1 号から第 5 号の規定により、本契約が解除されたときは、損害賠償金を甲に支払わなければならない。

2 甲または乙は、本契約に違反したことにより相手方に対し実際に通常かつ直接の損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議の上、本契約の委託料相当額を上限として定めるものとする。
- 4 乙は、本件業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその賠償をしなければならない。
- 5 第9条第1項第6号または7号の規定により本契約が解除されたときは、これにより乙に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。
- 6 乙が本契約に基づく賠償金、損害金または違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 7 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた割合で計算した額の滞金を徴収する。

#### （機密保持）

第15条 甲および乙は、相手方から知り得た機密情報を善良なる管理者の注意をもって機密に保持するものとし、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、甲および乙は、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 機密保持義務を負うことなく保有している情報
  - (2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) この契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 甲および乙は、相手方から機密情報の開示を受けた事実およびその存在の有無を第三者に開示または漏洩してはならない。
  - 3 甲および乙は、機密情報を機密に保持するために合理的な措置を講じなければならない。
  - 4 乙は、第7条第2項を適用する場合を除き、書面による甲の承諾なくして本契約に関連した知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約が履行され、または解除された後においても同様とする。

#### （個人情報の保護）

第16条 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この場合において、別記「個人情報取扱特記事項」と契約本文の規定が相違するときは、契約本文が優先するものとする。

#### （著作権の譲渡等）

第17条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく

自由に公表することができる。

- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる

(帳簿等の整備および保存)

- 第 18 条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。
- 2 乙は、本件業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
    - (1) 本件業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
    - (2) 前号の者ごとにおいて、実際に本件業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
  - 3 乙は、前二項の帳簿等を本件業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(労働関係法令の遵守および調査)

- 第 19 条 乙は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）等の労働関係法令を遵守しなければならない。
- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(資料等の貸与および返還)

- 第 20 条 乙から甲に対し、本件業務の遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合は、甲乙協議の上、甲は乙に対してこれらの提供を行うものとする。
- 2 甲から提供を受けた資料等が本件業務の遂行上不要となった場合は、乙は、遅滞なくこれらを甲に返還し、または甲の指示に従った措置を行うものとする。

(資料等の管理)

- 第 21 条 乙は、甲から貸与された本件業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第 22 条 乙は、本契約に関して、自らまたは下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報および捜査上必要な協力をを行うものとする。

(事故発生の通知)

- 第 23 条 乙は、本件業務の完了前に事故を生じさせたときは、速やかにその状況を書面により甲に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏洩、滅失、損傷等の場合には、漏洩、滅失、損傷等した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに甲に報告しなければならない。

(天災その他不可抗力による損害の負担)

第 24 条 乙は、天変地異、暴動、その他不可抗力（次項において「不可抗力等」という。）に起因する損害については、責めを負わないものとする。

2 不可抗力等が発生した場合、乙は、不可抗力等の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力等により発生する損害・損失および増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(契約の費用)

第 25 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 26 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議)

第 27 条 本契約書の各条項もしくは本件仕様書の解釈について疑義が生じたとき、または本契約書もしくは本件仕様書に定めのない事項については、甲と乙の双方が信義誠実の原則に従った協議の上、これを解決し、書面により確認を行うものとする。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県南城市大里字大里 2000 番地  
沖縄県動物愛護管理センター  
所長 ●●

乙 ●●

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

**第1** 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

**第2** 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (適正管理)

**第3** 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (管理及び実施体制)

**第4** 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

#### (作業場所の特定・持ち出しの制限)

**第5** 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

#### (収集の制限)

**第6** 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

**第7** 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

**第8** 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

**第9** 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

**第10** 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

**第11** 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

**第 12** 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

**第 13** 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

**第 14** 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

**第 15** 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

**第 16** 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

**第 17** 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者(沖縄県)、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。

別記参考様式 1（第4の2（別記特記事項第4及び第5）関係）

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

○○委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盜難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

別記参考様式2（第4の2（別記特記事項第4及び第5）関係）

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

○○委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しました（します）ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盜難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

※作業場所及び保管場所の変更にあたっては、あらかじめ報告すること。